

きずな

2010年 5月13日

NO 791


赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

井原市には「井原市福祉基金助成事業」があり、平成22年度はこの事業全体を見直し、18種類から15種類の助成を行うことになりました。15種類の内容をお知らせいたします。

お問い合わせ先 TEL62-9518(社会福祉事務所) TEL72-0110(芳井市民福祉課) TEL87-3112(美星市民福祉課)

井原市福祉基金助成事業

種類	事業内容	対象者	助成額
①技術取得・社会参加促進費助成	就業等のための技術習得を目的に、職業センターや専門学校に入校し、就業若しくは自立更が見込まれる人に入校にかかる費用を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 	50,000円
②心身扶養共済制度加入保険料助成	心身扶養共済制度の保険料にかかる経費を助成します。	心身扶養共済制度加入の保護者	加入保険料の3分の1(附加給付保険料を除く)
③住宅設備改良費助成	障害者または高齢者が、生活しやすいように住宅設備の改善を行う場合に費用を助成します。(市県民税非課税世帯に限る)ただし、介護保険や障害者福祉制度等の住宅改造助成を既に受け、または受けることができる人は除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ・65歳以上の高齢者を含む世帯に属する人 	住宅設備改良に要する経費の3分の2 200,000円以内
④心身障害者結婚祝金	井原市に1年以上住所を有する人が、結婚または20歳になったときに祝い金を交付します。	 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の1～3級の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 	結婚祝い金(初婚に限る) 1人50,000円 成人祝い金 1人20,000円
⑤はり、きゅう、マッサージ施術費助成	あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項に定めるあん摩、マッサージ師の免許を有する市内の施術所において施術を受ける場合に施術券を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人 ・療育手帳Aの交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人 ・65歳以上の人(市県民税非課税者に限る) 	はり、きゅう、マッサージ施術券 2,000円券 年24枚
⑥ファックス使用料金の助成	ファックス使用料金を助成します	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている聴覚、音声または言語機能障害者	月額基本料金相当額
⑦福祉ボランティアグループの育成及び活動費の助成	障害者や高齢者、母子・父子、養護施設入所者の自立と社会参加を促進するボランティアグループに活動費を助成します。	5人以上で活動を行う福祉ボランティアグループ (年6回以上の活動が必要)	組織発足に伴う経費(初年度のみ) 30,000円 活動に必要な資材、交通費、ボランティア保険料等 年30,000円以内

読者ニュース「きずな」に対するご意見や情報をしんぶん赤旗の配達・集金者にどしどしお寄せください。

種 類	事 業 内 容	対 象 者	助 成 額
⑧緊急援護金の給付	市長が緊急援護の必要があると認めたと人に、その援護が公的扶助等の対象となり得ない場合に緊急援助金を給付します。	市長が緊急援護の必要があると認めたと人	市長が必要と認めるとする額
⑨施設通所者(児)の交通費の助成	公共の交通機関または自家用車を利用して特別支援学校、福祉施設に通学、通所する人の交通費を助成します。また、緊急助成として、親族等の病気などにより長期的に送迎が困難になった場合、その送迎にかかる交通費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者、またはその親族 ・知的障害者(児)、またはその親族 ・精神障害者、またはその親族 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期乗車券購入に要した自己負担額の2分の1 ・ガソリン代月額4,000円以内 ・緊急助成金送迎に要した経費の10分の9 40,000円以内(1か月に限る)
⑩紙おしめの助成	常時おしめを使用している人に、紙おしめ券を支給します。 ただし、井原市地域生活支援事業実施要綱や井原市在宅重度要介護者介護用品支給事業実施要綱により介護用品の支給を受けることができる人を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 	紙おしめ券(尿とりパックを含む) 市県民税課税世帯 1,000円券 年20枚 市県民税非課税世帯 1,000円券 年40枚
⑪福祉タクシー料金、福祉バス料金の助成	在宅の低所得者(市県民税非課税者)に、福祉タクシー券または福祉バス券を支給します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1～2級の交付を受けている人 ・療育手帳の交付を受けている人 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている人 ・県が定める特定疾患患者 ・人工透析を受けている腎疾患患者(人工透析患者の通院交通費助成を受けている人を除く。) ・小児慢性特定疾患患者 ・交通手段を有しない65歳以上の高齢者で、おおむね週1回以上、病院または診療所等で療養を必要とする人 	タクシー基本料金(大型を除く) 乗車券 月8枚 バス最低運賃 乗車券 月8枚
⑫人工透析患者の通院交通費の助成	低所得者(市県民税非課税者)で、通院により人工透析を受けている腎臓疾患患者の、通院にかかる交通費を助成します。	人工透析を受けている腎疾患患者(福祉タクシー料金または福祉バス料金の助成を受けている人を除く)	月額 4,000円
⑬先進医療費自己負担金の助成	先進医療にかかった経費を助成します。	井原市に1年以上住所を有する人で、先進医療を受けた人	自己負担金に要する経費の4分の1 1回300,000円以内
⑭理美容サービス利用料金の助成	理美容サービス利用券を支給します。	井原市在宅介護激励金の支給の起因となる被介護者	1,500円券年6枚(1回のサービスにつき1枚とし、2か月に1枚とする)
⑮元気地域事業の助成	地域の高齢者または、一人暮らしの人が、集会所や公民館等集い、交流や社会参加、ボランティア活動を行う場合に活動費を助成します。	10人以上の会員で構成された組織(年6回以上の活動が必要)	基本額 10,000円 活動に必要な資材、交通費、保険料等市長が認めたとする経費の2分の1 20,000円以内